

第 1 章 総 則

第 1 目 的

この基準は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）及び他の消防関係法令に基づく、消防同意及び防災規制に係る審査並びに消防用設備等に係る届出の確認又は検査に必要な事項を定めるとともに、防火対象物の安全性向上に寄与することを目的とする。

第 2 運用上の留意事項

この基準は、消防機関として有する火災等の災害に係る知見等を踏まえ附加した行政指導事項（本基準中の記号は、凡例のとおり表示する。）を含む。

当該指導事項については、防火対象物の安全性の向上のために相応の効果があるものとして定めたものではあるが、防火対象物の関係者（所有者、管理者及び占有者）、設計者及び施工者等（以下、「関係者等」という。）に義務を課すものではなく、あくまで相手方の任意の協力によって実現されるものであることを前提としなければならない。

よって、職員が関係者等に対して、火災安全性向上の必要性や具体策について火災事故事例や技術的背景等を踏まえた説明を行い、関係者等に判断を委ね、その理解を得て初めて具現化するものであることに留意する必要がある。

凡 例

無印：法令基準（法令解釈又は運用基準を含む。）

▲：行政指導基準であることを示す印

●：法令基準に行政指導を加えた基準を示す印

第 3 用語例

- （１）法とは、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）をいう。
- （２）令とは、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）をいう。
- （３）規則とは、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）をいう。
- （４）危政令とは、危険物の規則に関する政令（昭和 34 年政令第 3 号）をいう。
- （５）危省令とは、危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）をいう。
- （６）告示とは、消防庁告示をいう。
- （７）条例とは、豊田市火災予防条例（昭和 48 年条例第 51 号）を

いう。

(8) 条則とは、豊田市火災予防条例施行規則（昭和50年規則第3号）をいう。

(9) 建基法とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）をいう。

(10) 建基政令とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）をいう。

(11) 建基省令とは、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）をいう。

(12) JISとは、日本産業規格をいう。

(13) 耐火構造とは、建基法第2条第7号に規定するものをいう。

(14) 準耐火構造とは、建基法第2条第7号の2に規定するものをいう。

(15) 防火構造とは、建基法第2条第8号に規定するものをいう。

(16) 防火設備とは、建基政令第109号第1項に規定する防火設備をいう。

(17) 耐火建築物とは、建基法第2条第9号の2に規定するものをいう。

(18) 準耐火建築物とは、建基法第2条第9号の3に規定するものをいう。

(19) 特定防火設備とは、建基政令第112条第1項に規定する防火設備をいう。

(20) 防火戸とは、建基政令第109号第1項に規定する防火設備（防火戸に限る。）をいう。

(21) 不燃材料とは、建基法第2条第9号に規定するものをいう。

(22) 準不燃材料とは、建基政令第1条第5号に規定するものをいう。

(23) 難燃材料とは、建基政令第1条第6号に規定するものをいう。

(24) 検定品とは、登録検定機関（法第21条の48に規定する者をいう。）の検定に合格したものをいう。

(25) 自主表示品とは、法第21条の16の2の規定に基づき、製造事業者又は輸入事業者において検査し、技術基準等に適合していることが確認されたものをいう。

(26) 認定品とは、登録認定機関（規則第31条の4に規定する法人をいう。）において技術基準等に適合していることを認定されたもの（一般財団法人日本消防設備安全センターによる認定品及び日本消防検定協会による認定評価品等）をいう。

(27) 品質評価品とは、日本消防検定協会が行う品質評価を受けた消防用設備等又はこれらの部分である機械器具等（「消防法の一部を改正する法律」（平成24年法律第38号）の施行日以前に当

該改正前の法第21条の36の規定による鑑定試験に合格したものを含む。)をいう。

- (28) 評定品とは、一般財団法人日本消防設備安全センターが行う「消防防災用設備機器性能評定委員会」において評定合格した消防用設備等又はこれらの部分である機械器具等をいう。